

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

くらしの情報

休日部活動地域移行推進計画(中間案)に対する意見を募集します

生涯学習課学校部活動地域移行推進室

☎22213 FAX②1011

市では、子どもたちのスポーツや文化芸術活動の場を継続的に確保するため、「休日部活動地域移行推進計画」の策定を進めています。皆さんからの意見を募集します。

■公表方法

- 1市ウェブサイトでの閲覧
2窓口での閲覧

▼市政情報センター(市役所本庁舎1階)

▼市政情報コーナー(各総合支所地域振興課内)

▼生涯学習課(市役所本庁舎3階南側)

■応募対象者

市民または市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

3月1日(金)~21日(木)

■意見の提出方法

計画に対する意見と氏名または事業所名称、住所または事業所の所在地、連絡先(電話番号など)を必ず記入し、持参、郵送、ファクス、Eメール、応募フォームのいずれかで提出

※匿名、電話での意見には応じられません。

■提出方法

1持参の場合

月~金曜日 8時30分~17時15分(祝日を除く)

生涯学習課、または各総合支所地域振興課に提出

2郵送の場合

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号 生涯学習課に郵送(3月21日(木)消印有効)

3ファクスの場合

生涯学習課に送信

4Eメールの場合

件名を「休日部活動地域移行推進計画(中間案)」とし、生涯学習課(ed.shogaku@city.osakimiyagi.jp)へ送信

5応募フォームの場合

二次元コードを読み取り、意見を入力(フォームの開設期間は応募期間と同様)

市ウェブサイト



転出届は郵送やマイナポータルからのオンラインで手続きができます

市民課住民異動担当 ☎26079

住民異動が多くなる3月から4月は窓口の混雑が予想されます。転出届をせず、他市町村に引っ越ししてしまった場合などには、窓口に来庁せずに郵送やマイナポータルからのオンラインで転出の届け出を行うことができます。

詳しくは、市ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

■必要なもの

1 郵送による転出届出書
2 転出先の住所・氏名を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)
3 マイナンバーカードや運転免許証など、届け出する人の本人確認ができる書類の写し
4 国民健康保険証や印鑑登録

■必要なもの

必要書類を市民課住民異動担当へ郵送してください。郵送の場合、他市町村に引っ越し後の受け付けとなります。

詳しくは、市ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

■必要なもの

必要書類を市民課住民異動担当へ郵送してください。郵送の場合、他市町村に引っ越し後の受け付けとなります。

■必要なもの

必要書類を市民課住民異動担当へ郵送してください。郵送の場合、他市町村に引っ越し後の受け付けとなります。

■必要なもの

必要書類を市民課住民異動担当へ郵送してください。郵送の場合、他市町村に引っ越し後の受け付けとなります。

■必要なもの

必要書類を市民課住民異動担当へ郵送してください。郵送の場合、他市町村に引っ越し後の受け付けとなります。

市ウェブサイト



国民健康保険の資格変更はありませんか

国民健康保険課医療担当 ☎6051

就職や引っ越しなどで国民健康保険の加入や喪失をする人は、変更があった日から14日以内に手続きが必要です。手続きが遅れると、医療費が全額自己負担になる場合や、国民健康保険税と社会保険料を二重に納める可能性があります。

国民健康保険加入・喪失の手続き

■手続きできる人
本人、同一世帯の人、または本人からの委任状を持参した人
※運転免許証など、本人確認書類が必要です。
※加入する場合と喪失する場合では、必要なものが異なります。詳しくは、問い合わせください。

■手続き場所

市民課、または各総合支所 市民福祉課

市ウェブサイト



「まちづくり協議会」の第7期委員を募集します

まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎5069

住民自治の向上と活力ある地域の創造に向けて、地域ごとに設置している「まちづくり協議会」の第7期委員を募集します。

■任期

令和6年6月1日~令和8年5月31日(2年間)

■選考方法

書類審査や男女比、年齢層などを考慮して選考し、結果は全員に通知

■応募資格

応募するまちづくり協議会の区域内に住所を有する満20歳以上の人で、本市の議員・職員でない人

■募集人数

各地域3人以上(古川地域は5人以上)

■応募方法

まちづくり推進課もしくは各総合支所地域振興課で配布、もしくは市ウェブサイトからダウンロードした所定の応募用紙とレポート(800字程度)を添えて、まちづくり推進課(市役所本庁

■募集期間

3月1日(金)~29日(金)

まちづくり連絡会議で話し合いを行う委員



まちづくり協議会とは

大崎市まちづくり協議会条例に定めるまちづくり協議会をいいます。住民と行政が一体となり、共に行動できる協働のまちづくりの推進と、これまで培われてきた地域の住民活動を継続・発展させるため、住民自治の向上と活力ある地域の創造に寄与することを目的としています。

市ウェブサイト

